

# 課税状況調査等同意書

武蔵村山市長 宛

年 月 日

下記事項に同意の上、提出します。 保護者氏名 \_\_\_\_\_

- 利用者負担金（以下「保育料」といいます。）の決定のため武蔵村山市長が私の世帯の住民基本台帳、課税状況、生活保護の受給の有無等について調査すること、及び保育に必要な児童、保護者等の情報を保育所等へ提供すること（入所した場合に限る。）に同意します。
- 私の世帯の課税状況の確認のために個人番号を収集し利用することに同意します。もしくは提出を求められた際には速やかに税資料を提出します。
- 入所決定後、特別な理由なく期日までに税書類を提出しなかった場合は入所を取り消されても異議申立てしません。

フリガナ			
児 童 名 (生年月日)	( 年 月 日)	( 年 月 日)	( 年 月 日)
施 設 名	( ) 在園 ( ) 申込中 【新規・転園】←○をつける。	( ) 在園 ( ) 申込中 【新規・転園】←○をつける。	( ) 在園 ( ) 申込中 【新規・転園】←○をつける。

## 平成31年4月分から8月分までの保育料を決めるための税資料

平成30年1月1日の住所地	申告の有無等	必要な書類
武蔵村山市の方	平成30年度分の市民税の申告又は平成29年分の所得税確定申告がお済の方 勤務先から武蔵村山市へ給与支払報告書の提出がある方	武蔵村山市の市民税情報で確認しますので税資料の添付は必要ありません。
	上記以外の方	市民税申告をして、受付票の写しを添付してください。
武蔵村山市以外の方	個人番号を利用して税情報を確認させていただきますので、申告は必ずしてください。 <u>個人番号の記入欄がない扶養義務者（同居の祖父母も含みます）については、保育児童台帳の職業欄に個人番号及び平成30年1月1日の住所地の記載をお願いいたします。</u> ※保護者1人につき16歳未満のお子様を3人以上扶養している場合、証明できる書類として平成30年度市町村民税・都道府県民税課税証明書（非課税証明書）を添付してください。	

※ 支給認定に必要な市民税情報が期限までに確認できない場合は、申請を却下する場合がありますので御注意ください。

## その他、平成31年6月28日までに別途、市役所子ども育成課に提出が必要となる書類

### 平成31年9月分から平成32年3月分までの保育料を決めるための税資料

平成31年1月1日の住所地	申告の有無等	必要な書類
武蔵村山市の方	平成31年度分の市民税の申告又は平成30年分の所得税確定申告がお済の方 勤務先から武蔵村山市へ給与支払報告書の提出がある方	武蔵村山市の市民税情報で確認しますので税資料の添付は必要ありません。
	上記以外の方	市民税申告をし、受付票の写しを添付してください。
武蔵村山市以外の方 ※平成30年1月1日の住所地と平成31年1月1日の住所地が異なる場合は子ども育成課にご連絡願います。	個人番号を利用して税情報を確認させていただきますので、申告は必ずしてください。※保護者1人につき16歳未満のお子様を3人以上扶養している場合、証明できる書類として平成31年度市町村民税・都道府県民税課税証明書（非課税証明書）を添付してください。	

